

滋賀県公衆浴場入浴料金審議会の議事要旨

1 開催日時

令和8年8月 18 日(火)午前9時30分～11時00分

2 場所

滋賀県大津合同庁舎7-A 会議室

3 出席者

【審議会委員】

小沢委員、長谷川委員、川瀬委員、堀委員、瀧澤委員、後藤委員、西村委員、藤内委員、中原委員

【事務局】

山田健康医療福祉部長、ほか生活衛生課職員

4 議事

- (1)会長の選出について
- (2)滋賀県公衆浴場入浴料金の統制額に係る審議について

5 議事内容および委員からの意見等

- (1)会長の選任について
会長に小沢委員、副会長に長谷川委員が選出された。
- (2)滋賀県公衆浴場入浴料金統制額について
 - ・公衆浴場の経営実態調査結果によると、燃料費等の価格高騰を受け、経営状態は厳しく、人件費を抑えるしかない状況。浴場業者が適正な経営状態を維持していくためには、入浴料金の改定はやむを得ない。
 - ・大人料金を 490 円から 550 円に引き上げ、中人料金を 150 円から 200 円に引き上げる。
 - ・改定実施時期は令和8年 10 月1日からとする。
- (3)主な意見
 - ・銭湯は設備投資が非常にかかる。修繕費や人件費等が高騰しており営業者の負担は増している。
 - ・日本の良き伝統文化であり、地域のコミュニティの場でもある一般公衆浴場の経営を続けてもらうためにも、価格の値上げはやむを得ない。
 - ・値上げをするだけでなく、利用者獲得につながる工夫は必要。
- (4)その他
審議会長名で滋賀県へ意見書を提出する。